

# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

## 1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

## 2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

## 3. 給付金の支給手続き

給付金の対象になるかどうか、また申請書や必要な添付書類について事前にホームページでご確認ください。  
ご不明な点は下記までお問い合わせください。



## 4. お問い合わせ

戸田市役所 こども家庭支援室 電話：048(441)1800 (内線647)

**!** 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などがかたった不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。



掲示期間  
令和3年5月1日～5月31日